

## 来年期限を迎える 3 つの非課税制度

経済対策の一環で設けられた贈与税の非課税制度のいくつかが、来年で期限を迎えます。そのうち 3 つの制度の概要を確認します。

### 3 つの制度と創設の趣旨

社会的・経済的な問題解消を税で後押しする「政策税制」として、次の 3 つの贈与税の非課税制度があります。

### 3 つの制度の概要

これら 3 つの制度の概要は、それぞれ下表のとおりです。これらの制度は、格差固定化を防ぐ等の目的で見直しが示唆されていますが、いずれも来年に適用期限を迎えることから、令和 5 年度税制改正において何らかの措置等がなされることも想定されます。これらの制度を活用した贈与を検討される際には、適用期限にご留意ください。

今回確認した 3 つの制度の詳細その他、贈与税を含めた税金のご相談は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

非課税制度	創設の趣旨
教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税	高齢世代の貯蓄を子育て世代へ早期に移転することを通じて、教育費用の負担を軽減させつつ消費を活性化させる目的
結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税	高齢世代の貯蓄を、将来の経済的不安がある若年世代へ早期に移転することを通じて、若年層の結婚・妊娠・出産・子育て資金の負担を軽減させる目的
住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税	住宅需要を喚起させる目的

### 【制度の概要】

		教育資金の一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与	住宅取得等資金の贈与
贈与者の要件		直系尊属（父母、祖父母）		
受贈者の要件	年齢	30歳未満	18歳以上 <sup>*</sup> 50歳未満 ※令和4年3月31日までは20歳以上	18歳以上 <sup>*</sup> ※令和4年3月31日までは20歳以上
	合計所得金額	1,000万円以下	1,000万円以下	2,000万円以下
適用期限		令和5年3月31日	令和5年3月31日	令和5年12月31日
非課税限度額		1,500万円 (うち学校等以外は500万円)	1,000万円 (うち結婚資金は300万円)	1,000万円 (省エネ等住宅以外は500万円)
主な資金使途		入学金、授業料、教科書代、塾代 通学定期券代、留学渡航費等	挙式費用、引越費用、出産費用、 子の医療費・保育費等	自己が居住する住宅用家屋の新築、取得または増改築等の対価
その他		・契約終了時（受贈者が30歳に達した日等）の残額に対して、贈与税を課税 ・贈与者死亡時の残額は原則、相続税の課税対象	・契約終了時（受贈者が50歳に達した日等）の残額に対して、贈与税を課税 ・贈与者死亡時の残額は、相続税の課税対象	・対象となる住宅用家屋の床面積は50㎡以上240㎡以下（合計所得金額が1,000万円以下の場合は下限が40㎡以上） ・原則、贈与年の翌年3月15日までに新築等し、居住

参考：財務省 HP「贈与税に関する資料」[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/property/e06.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e06.htm) 他

\*My K o m o n ニュースレターより引用

## 2022年8月 ～お仕事備忘録～

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

### 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。

また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

例：個人事業税（第1期分）、個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

### 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与の所得税も納付することを忘れないようにしましょう。

### 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

◆配達物の扱い → 休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。

◆福利厚生管理 → 休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。

◆パソコン等のデータバックアップ

→ 休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょう。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。

### セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！  
たった5年で売上が7倍<7億円>に！  
幹部と一緒に作る！！

### 経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！

◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えます！

◎何でも質問OKです！

日程 2022年08月22日(月)

時間 10時～17時（受付9時45分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円（税抜）【定員5社様】

\*おひとり様追加毎に+5,000円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山

申し込みフォーム：

[https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL\\_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit](https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit)

[yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL\\_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit](https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit)

[gFVwl9S7Q/edit](https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit)



### 事務所紹介

## HAPPY BIRTHDAY

\*7月6日(水) 7月誕生会

7月生まれの方を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や職員の日常を紹介しています！  
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



### プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757（総務通信担当者宛） メール：soumu@ideasoken.jp